

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

1 条例の概要

(1) 制定の趣旨

これまで無料低額宿泊所の運営に関しては、県が定める「社会福祉法第2条第3項第8号の規定に基づく無料低額宿泊事業に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）により規定されていた。

平成30年6月の社会福祉法の一部改正により、無料低額宿泊所の利用者の自立の促進や無料低額宿泊所に対する規制強化のため、厚生労働省令で定める基準に基づき、都道府県等は、無料低額宿泊所の施設の設備、福祉サービスの提供の方法、その他の運営についての基準を条例で定めることとされたため、本県では令和元年12月に条例を制定した（施行は令和2年4月1日）。

(2) 基本的な考え方

改正社会福祉法に基づき、条例制定に当たっては、「職員数」、「居室の床面積」、「利用者の処遇及び安全確保並びに秘密の保持」、「利用定員」に係る規定については、厚生労働省令で定める基準を『標準』とし、それ以外の規定については、厚生労働省令で定める基準を『参酌』するものとされた。

本県においては、厚生労働省令の定める基準を基本として、県のガイドラインを踏まえ、県所管地域の実態に沿った内容となるよう検討した。

(3) これまでの経過

平成30年6月 改正社会福祉法の成立（施行は令和2年4月1日）

平成30年11月～令和元年6月

社会福祉住居施設に関する検討会の開催（厚生労働省主催）

令和元年8月 厚生労働省令（無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準）の公布

令和元年9月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に条例案の方向性を報告

令和元年11月 第3回県議会定例会に条例議案を提出

令和元年12月 条例公布

令和2年1月 事業者等への条例説明会を開催

(4) 条例の主な内容

ア 無料低額宿泊所の範囲

(ア) 入居の対象者を生計困難者に限定していること

(イ) 入居者総数の概ね5割以上が生活保護受給者で、賃貸借契約以外の契約であること又は居室使用料や共益費以外の料金を受領してサービスを提供していること

イ 居住環境に関する事項

- (ア) 入居定員は 30 人以下【県独自基準】
- (イ) 居室は定員 1 人の個室、居室面積は 7.43 m²以上【県独自基準】

ウ 防災・防火対策に関する事項

- (ア) 非常災害に対する計画の策定、避難訓練等の年 1 回以上の実施
- (イ) 建築基準法及び消防法の規定を遵守、防火設備の整備

エ 利用手続き・利用料金の適正化に関する事項

- (ア) サービス内容や利用料等を含めた運営規程の整備、知事への届出
- (イ) 入居申込者への文書による運営規程の説明、利用契約の締結

オ 長期入居の防止・居宅生活移行に関する事項

契約期間は 1 年以内（更新可）、契約期間満了前の利用者の意向確認と福祉事務所等との協議

(5) 経過措置

ア 条例の施行の際、現に改正前の社会福祉法（以下「旧法」という。）による届出がされている無料低額宿泊所が、事業の用に供している建物について、一つの居室に天井まで達していない間仕切り壁を設置しただけの居室（いわゆる「簡易個室」）は、条例施行の日から 3 年間で解消する必要がある。

イ 条例の施行の際、現に旧法による届出がされている無料低額宿泊所が、平成 27 年 6 月 30 日において事業の用に供していた建物の居室のうち、居室面積に関する基準を満たさないものについては、当該規定にかかわらず、当分の間、一定の条件の下で無料低額宿泊所としての利用に供することができる。

ウ 1 (5)イの建物については、必要な改善が図られない限り、新たな居室の増築はできない。

エ 条例の施行の際、現に旧法による届出がされている無料低額宿泊所であって、当該届出において定員 31 人以上として届出がされているものについては、入居定員に関する規定を適用しない。ただし、施行日以後に定員を変更する場合はこの限りでない。

2 今後のスケジュール

令和 2 年 4 月 1 日 条例施行